

第2章 水防組織と機構

第2章 水防組織と機構

第1節 秩父別町の組織

1 町の組織

町は、秩父別町災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)の定めるところに準じ、秩父別町水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は、総務課で行うものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で、その事務を行うものとする。

2 防災(水防)会議

町は、法第32条の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要事項を秩父別町防災会議に諮るものとする。なお、委員の構成は、秩父別町防災会議に準ずる。

3 水防本部の組織及び事務分担

水防本部の組織及び事務分担は、資料1のとおりとする。

4 消防機関の組織

消防機関の組織は、資料2のとおりとする。

5 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次のとおりとする。ただし、分担区域以外の区域であっても、消防団長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動に当たるものとする。

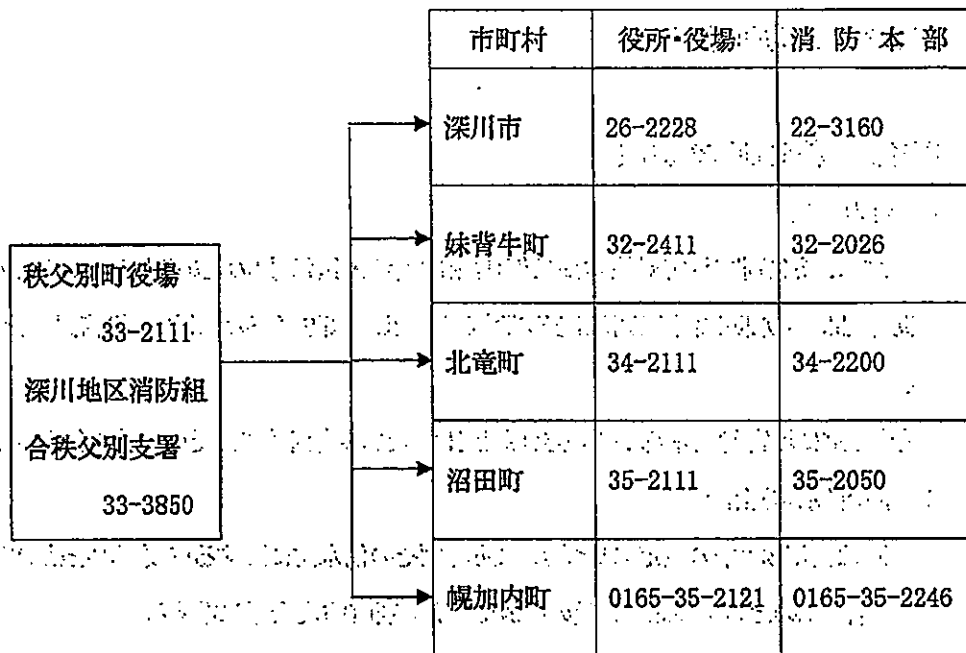
地区名	河川名	消防機関
秩父別町一円	流入全河川	深川地区消防組合秩父別支署 秩父別消防団

第2節 隣接水防管理団体及び警察官の応援

1 隣接水防管理団体の応援

法第23条の規定に基づき、水防管理者(町長)は、水防のため緊急の必要があるときは、次の隣接水防管理団体に対し、応援を求めるものとする。

河川法第22条の2により河川管理者は、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。



2 警察官の応援

警察官の応援は、「秩父別町地域防災計画」(第6章第21節「災害警備計画」)の定めるところによるもののほか、水防管理者(町長)又は消防団長が、協力応援を求める場合の法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用 法第27条第2項
- (2) 警戒区域の監視 法第21条第2項
- (3) 警察官の出動 法第22条
- (4) 避難、立退きの場合における措置 法第29条

3 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の派遣要請は、「秩父別町地域防災計画」(第6章第23節「自衛隊派遣要請計画」)に基づき、知事(空知総合振興局長)に対して派遣要請を要求するものとする。